

# 年次有給休暇の取得状況・時間外勤務の状況

所定勤務時間

7時間

残業時間

9.0時間/月

年間休日・休暇日数

128日

有給休暇取得日数

13.8日/年

- ・ **休日** 完全週休2日（土・日）、祝日、年末年始（12/29～1/3）  
\* 事務所の移転やシステムの入替などの特殊な場合を除き、休日に出勤することはありません。
- ・ **休暇** 有給休暇（初年度12日、最高40日）、各種休暇

## < 休暇の一例 >



夏季特別休暇



結婚休暇



忌服休暇



妊産婦検診休暇



産前産後休暇



配偶者の出産に伴う休暇



看護休暇



介護休暇



赴任休暇



ボランティア休暇



生理休暇



公用休暇  
裁判員休暇

# 育児・介護に関する制度 – 育児 –



## 妊産婦検診休暇

検診や保健指導を受けるにあたり、休暇を取得することができます。妊娠の週数によって、取得できる日数が異なります。



## 産前・産後休暇

出産予定日の6週間前（多胎妊婦の場合は14週前）から休暇を取得することができます。また、出産してから8週間は法律で就業が禁止されています。いずれの休暇も有給です。



## 配偶者の出産に伴う休暇

配偶者が出産した男性従業員は、配偶者の入退院や出産時の付き添い、子（出産に係る子または別子）の養育等のために5日を限度に休暇を取得することができます。



## 育児休業

子どもが1歳になるまで（保育園に入所できない場合は最長2歳まで延長可）、育児休業を取得することができます。



## 看護休暇

小学3年生までの子どもを養育する従業員は、子どもが怪我や病気をした際の看護、予防接種や健康診断を受診させることを目的に、年5日（対象の子が2名以上の場合は年10日間）を限度として看護休暇を取得できます。看護休暇は、時間単位で取得可能です。



## 勤務時間の短縮措置

小学3年生までの子どもを養育する従業員は、勤務時間を短縮することができます。子が1歳未満の場合は、1日につき1時間または2時間、子が1歳以上小学3年生以下の場合は、1日につき1時間の短縮が可能です。

# 育児・介護に関する制度 — 介護 —



## 介護休業

要介護状態にある家族を介護する従業員は、介護を必要とする家族1人につき、通算1年を限度とし、休業することができます。



## 介護休暇

要介護状態にある家族を介護その他の世話をする従業員は、年5日間（対象家族が2人以上の場合は年10日間）を限度とし、休暇を取得することができます。



## 勤務時間の短縮

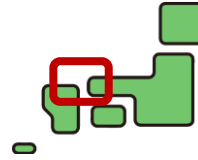
要介護状態にある家族を介護する従業員は、1日につき3時を限度に勤務時間を短縮することができます。

# 福利厚生制度 – 働き方 –



## 在宅勤務

所属箇所で必要と判断された場合は、在宅勤務を行うことが可能です。日数等の制限はありません。



## 転勤軽減

育児や介護など一定の事由がある場合、転勤を5年間停止できます。さらに、5年経過後も事由が継続している場合は、決められたエリア内で転勤をする制度を利用できます。



## 勤務系統変更

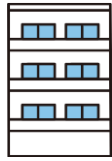
一定の要件を満たした場合、総合職と一般職の相互移行ができます。



## 定年再雇用

定年の60歳まで勤務した後、希望する職員については、65歳まで再雇用を行います。再雇用者が希望した場合は、短縮勤務（5時間）も可能です。

# 福利厚生制度 – 手当・資産形成等 –



## 借上社宅

会社で契約を行い、従業員へ貸与します。借上社宅を利用するにあたっての年齢制限等はありません。また、転勤に伴う敷金、礼金、引越費用等は、会社が負担します。



## 通勤費

通勤費は全額支給します。一定の要件を満たす場合、マイカー通勤や新幹線通勤を認めることもあります。



## 扶養手当

扶養する配偶者や子がいる場合に、毎月手当を支給します。



## 単身赴任手当

転勤により単身赴任となった場合は、毎月の手当とともに、自宅に帰るための帰省旅費（月2回分）を支給します。また、単身赴任者は、家具家電のレンタルを利用することができます。



## 財形貯蓄

給与天引きで貯蓄ができます。



## 従業員持株会

自社の株式を給与から天引きして積立購入できる仕組みです。奨励金および、保有株数に応じて配当金が支払われます。

# 福利厚生制度 – 手当・資産形成等 –



## 住宅資金融資

住宅を購入する際の資金を会社が融資します。返済は、毎月の給与や賞与から天引きします。



## 慶弔金

結婚祝金、出産祝金、弔慰金、傷病見舞金、罹災見舞金等を支給します。



## 退職金

勤続1年以上の従業員が退職する際に支給します。



## 退職年金

勤続20年以上の従業員が退職した際に、支給します。終身年金で、長く受け取ることができます。なお、支給開始は60歳になってからです。



## 資格取得助成金

会社が指定する資格に合格した場合、助成金を支給します。また、助成金以外にも、受験料や資格維持費用も会社が負担します。

## 福利厚生制度 – 健康 –



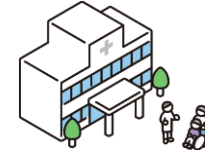
### 定期健康診断・人間ドック

従業員の疾病を未然に防ぐため、定期健康診断を年に2回実施します。また、30歳以上の従業員（配偶者含む）については、人間ドックの受診費用の補助も実施しています。



### インフルエンザの予防接種

インフルエンザの予防接種にかかる費用を会社が負担します。



### 医療費補助

従業員およびその家族（健康保険の扶養に入っている家族）が、病気または負傷により治療を受け、費用を負担した場合に、会社からその一部を補助します。

## 福利厚生制度 – その他 –



### 保養所

東京と京都に保養所があり、従業員およびその家族が利用できます。



### 福利厚生サービス

(株)ベネフィットワンの会員として、宿泊施設やフィットネスクラブ、自己啓発や育児介護等の幅広いメニューを会員優待価格で利用できます。